



平成 27 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 サイバーコム株式会社
 代表者名 代 表 取 締 役 社 長 渡 邊 剛 喜
 (コード番号：3852)
 問合せ先 常務取締役経営管理部長 佐藤 文昭
 (TEL. 045-312-3271)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 19 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 19 日開催予定の第 37 回定時株主総会にて、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社定款におきましては、社外取締役および社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、第 30 条（取締役の責任免除）および第 40 条（監査役の責任免除）を規定しております。

今般、会社法 427 条の改正により責任限定を締結できる取締役および監査役の範囲が拡大されたことに伴い、業務執行を行わない取締役および監査役についても期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第 30 条第 2 項および第 40 条第 2 項の規定を改正するものであります。

なお、定款第 30 条の改正に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第 30 条 ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u>	(取締役の責任免除) 第 30 条 ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除) 第40条</p> <p>② 当社は、<u>会社法第427条第1項</u>の規定により、<u>社外監査役との間に</u>、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除) 第40条</p> <p>② 当社は、<u>会社法第427条第1項</u>の規定により、<u>監査役との間に</u>、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月19日(金)
定款変更の効力発生日 平成27年6月19日(金)

以 上